大阪ＤＭＡＴ設置運営要綱

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大阪府健康医療部

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　保健医療室医療対策課

第１　目　的

　　この要綱は、大阪ＤＭＡＴの設置運用に関し必要な事項を定める。

第２　定義

　　ＤＭＡＴとは、災害の急性期（概ね48時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チームである。

第３　指定病院

大阪府は、ＤＭＡＴ派遣を行う意思があり、ＤＭＡＴの活動に必要な人員、装備を有し、協力を申し出た大阪府内の災害拠点病院及び災害医療協力病院を大阪ＤＭＡＴ指定病院（以下「指定病院」という。）として指定する。

第４　編　成

（１）出動する大阪ＤＭＡＴのチームは、指定病院の職員をもって編成する。

（２）大阪ＤＭＡＴの標準的な編成は、大阪ＤＭＡＴ隊員（大阪ＤＭＡＴ隊員養成研修を修了した者又はそれと同等の学識・技能を有する者として大阪府が認証したＤＭＡＴ登録者）或いは日本ＤＭＡＴ隊員の医師２名、看護師２名及び業務調整員１名の５名とする。

ただし、災害の規模・態様に応じた編成人員とすることができる。

（３）恒常的に、大阪ＤＭＡＴ隊員或いは日本ＤＭＡＴ隊員の派遣が可能になるまでは、これ以外の職員との混成でチームを編成し、大阪ＤＭＡＴの活動を行うことがある。ただし、チームには必ず大阪ＤＭＡＴ隊員或いは日本ＤＭＡＴ隊員である医師を1名以上含め、大阪ＤＭＡＴとしての専門的な技術と知識を前提とした現地医療救護活動を安全に遂行するよう努める。

第５　隊員登録

（１）大阪府は、指定病院の長から推薦を受けた者を対象に大阪ＤＭＡＴ隊員養成研修を実施する。

（２）大阪府は、大阪ＤＭＡＴ隊員養成研修を修了した者、又はそれと同等の学識・技能を有する者として大阪府が認証した者を大阪ＤＭＡＴ隊員として登録（様式第１号）し、登録証（様式第２号）を交付する。

（３）大阪ＤＭＡＴ隊員は所属など登録証の記載事項に変更を生じたときは、原則として指定病院の長を経て変更届（様式第３号）を大阪府へ提出する。

（４）大阪ＤＭＡＴの登録者は、登録者届出書（様式第３号）に基づき、定期的に更新する。

（５）大阪府は、大阪ＤＭＡＴ隊員及び日本ＤＭＡＴ隊員の登録者の状況を把握する。

第６　派遣・出動地域

派遣・出動対象地域は、原則として、大阪府内又はその周辺とする。ただし、必要に応じて、これ以外の地域に派遣・出動することができる。

第７　派遣・出動基準

大阪ＤＭＡＴの派遣・出動は、「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」のうち「緊急医療班の派遣」の規定に基づき、以下のとおりとする。

（１）府内で大規模な地震・自然災害又は事件・事故等が発生し、大阪府又は消防機関が、現地医療救護活動が必要と判断した場合、大阪ＤＭＡＴの派遣を要請する。

（２）府内で大規模な地震・自然災害又は事件・事故等が発生し、災害拠点病院が、現地医療救護活動が必要と判断した場合、大阪ＤＭＡＴを出動させる。

（３）その他、日常的な局地型災害や複数傷病者発生事案において現地医療救護活動が必要である場合など、大阪ＤＭＡＴが出動し対応することが効果的であると認められる場合、大阪ＤＭＡＴを派遣、出動させる。

第８　医療責任者

（１）大阪ＤＭＡＴの各チームにリーダーをおく。

（２）リーダーは、チームの医療救護活動を統括する。

（３）災害現場へ先着したチームのリーダーが、医療責任者となり、出動したチーム全体の統括・指揮をとるとともに、現地調整本部等で、消防機関、警察機関等関係機関との活動の調整など連携・協力を図る。これには、原則として、災害現場直近の災害拠点病院が派遣するチームのリーダーがあたることとなるが、必要に応じて適任者に変更する。

第９　活動内容

　　大阪ＤＭＡＴの活動内容は、次のとおりとする。

（１）災害現場等における災害医療情報の収集・発信

（２）災害現場や応急救護所、被災地内災害拠点病院等医療機関におけるトリアージ、救命処置、治療、搬送処置などの医療救護活動

（３）災害現場等における関係機関との連携、情報の共有化

（４）大阪府保健医療調整本部のもとに設置するＤＭＡＴ調整本部での指揮、調整、支援

（５）その他災害現場等における救命活動に必要な措置

第10　装備機材

大阪ＤＭＡＴが出動する場合、大阪府が基準を定めたユニフォームの着用、医療資器材を携行するものとする。

第11　資質向上

　　大阪府及び災害拠点病院もしくはＤＭＡＴを有する災害医療協力病院は協力して、研修内容の充実や訓練の実施などにより大阪ＤＭＡＴの資質向上に努める。

第12　補償等

（１）大阪ＤＭＡＴの派遣は、「大阪府におけるＤＭＡＴの派遣に関する協定」によるものとし、費用補償等は同協定第10条及び第11条の定めるところによる。

（２）大阪府は、大阪ＤＭＡＴの医療救護活動等に伴う事故等に対応するため、傷害保険に加入し、必要な補償が行われるようにする。

　附則

この要綱は平成１８年１１月１６日から施行する。

　この要綱は平成２２年４月１日から施行する。

　この要綱は平成２３年１２月１５日から施行する。

　この要綱は令和６年９月27日から施行する。